

林政ジャーナル

No.17

1997年11月20日

発行所

日本林政ジャーナリストの会

〒162 新宿区市ヶ谷本村町3-26

ホワイトレヂダンス

TEL 03-3269-3911

FAX 03-3268-5261

研究会の講演から 年間テーマ「国有林改革を考える」

行財政改革と国有林野

北海道大学法学部教授 宮脇 淳

今年7月に、林政審議会の中間報告で国有林改革の方向が示されました。私は、この改革の方向性は基本的に正しいと考えていますが、これを確実に実現していくためにはどういった取り組みが必要なのか、あるいはもう少し大きな観点から、国有林を含めた行財政システムがどういう環境におかれているのかということを考えて上で、国有林の問題を議論する必要があると思います。

私の専門は行政学と財政学ですから、必ずしも林業の技術的な面については至らない部分があるかと思いますが、その点については率直にお教えいただいて、本日は、国有林野事業を支える行財政のあり方を考えていきたいと思っています。

●国有林野事業は収益優先から公益機能優先に転換すべき

はじめに、現在議論されている行財政改革について若干の整理をさせていただきます。

行政改革会議では、官と民との役割分担ということが一つの軸として議論されていますが、これと同時に、公と私というもう一つの軸が存在するのではないかと思います。官から民へという議論は、官は公益的なことをやるべきであり、民間は利益を追求するという考え方に立って、民がやるべき利益追求まで官の領域が拡大しすぎてしまった。だから、その部分をリストラして民間のフィールドを拡大するというのが行革会議における官民役割分担論の基本的な思想だと思います。

確かに、この議論は行革の大きな流れであるわけですが、私は国有林野については、この流れとはむしろ逆の構造を持っているのではないかと考えています。といいますのは、今までの国有林野事業は、いわゆる官の中でも事業としての収益性を考えなければならない位置づけだったものが、いろいろな環境変化によってそれが困難になってきている。したがって、本来の公益的な事業に戻るべきだという考え方が打ち出される必要があると思います。

その点で、林政審の中間報告が、国有林野事業は一般財政でやるべきだとの方向性を出したとい

うことは、評価すべきだろうと思います。

●外為法改正のインパクトが国有林にも及んでくる

今の日本の行財政を取り囲む環境として、超高齢化・少子化、経済の成熟化、国際化ということが言われていますが、今回の行財政改革が従来と違うのは、ビック・バン、外為法改正、エージェンシー的発想が打ち出されていることです。特に重要なファクターとして、外為法改正が大きなインパクトを与えると考えられます。

国有林野事業の位置づけを考える場合にも、この外為法改正が行財政分野にどのようなインパクトを与えるのかを踏まえることが重要になってきます。

外為法の改正は、来年の4月1日にスタートします。日本の個人金融資産は1200兆円あり、これまではこの金融資産を国内に溜め込むかたちで財政運営がなされてきました。外為法によって、資金を自由に海外移転できないようにして、個人資産の運用を国内に事実上限定し、この資金をベースとして国債・地方債を引き受けたり、国有林野事業の赤字を支える財政投融资の資金繰りが行われてきました。外為法は、国内に金融資産をプールしておくダムの役割を果たしてきたわけです。

しかし、そのダムの壁が解き放されることになったわけです。来年の4月1日以降は——皆さんが直接外国の銀行に預金する比率はそう高くはならないのかもしれませんが——金融機関などが個人から預かった金融資産を海外で運用する比率が非常に高まるだろうと言われています。外為法が改正されると、国内に溜め込まれていた金融資産の海外との流動性が高まります。企業でも、個人でも、資産所得でも勤労所得でも、海外に自由に移転することができるようになってくる。この外為法改正の話が出た時に、大学時代の友人が電話をかけてきまして「これはどういうことだ」と聞くので説明しましたら、「21世紀に入ると自分の所得を日本でとるか、アメリカでとるか、フランスでとるか、選択できるようになるんだね」と言われました。本人の籍をどこに置くかによって、所得の発生源を自由に選択することが可能になってくるということです。

●課税対象の海外移転で、財源の見直しが避けられなくなる

さて、所得移転が可能になり、あるいは所得を移転して資産運用をし、その結果を海外で受け取ることが簡単にできるようになると、今まで一般財政が課税対象としてきた法人所得や資産所得が海外に移転してしまうことが懸念されます。つまり、源泉所得課税制度といった所得に対する課税制度に限界が生ずることを考えなければならないわけです。よく大蔵省が、所得、消費、資産のバランスだとか、直間比率のバランスということで税制改革の議論をしますが、より根本的な問題として、金融市場がオープン化すると所得に対する課税制度を維持することが困難になるということです。そうなると、財政運営の主体となる課税対象が、支出課税の方にシフトしていく、日本で言えば間接税、消費税にシフトしていかないと、財政運営ができないということになります。

国有林野事業が一般財政を主たる財源として運営される場合、水源税などの新しい税源が必要だ

との議論がされていますが、こう考えてくると所得税や法人税を前提とする議論には大きな制約が生じます。端的に言って、財源としては消費税をどう考えるのかという議論をせざるを得なくなる。そういう意味で、私は、水源税とか環境税という考え方は一つの選択肢としてあり得るだろうと思います。なぜなら、ピックバンだと外為法改正になりましても、水源や環境自体が海外に流出することはないからです。ただ、それが経済活動、企業活動に対して過度の負担になってきた場合には、企業そのものが海外移転をする可能性が出てくるわけですが、それはともかくとして、国有林野事業を運営するための財源の選択肢として考えるべき課題だろうと思います。

●国債・地方債の引き受け、財投にも限界が出てくる

外為法改正やピックバンが起こると、金融市場の中で1200兆円の個人貯蓄の獲得競争が起こってきます。そうすると、今までの個人金融資産をベースにした財政運営というものは、税制面以外でも限界が出てきます。例えば、日本の国債や地方債はほぼ100%国内で消化されています。国内の貯蓄で引き受けたり、あるいは財投における郵便貯金や年金、簡保でこれを引き受けるという構造があります。それが、外為法改正によって個人貯蓄の流動性が高まると、国債や地方債、財政投融资というものに限界が出てきます。

例えば公共事業にしても、まず事業量を決めて、その財源を国債と地方債と財投で割り振り、国債を民間市場で、地方債を縁故債等で消化するという、はじめに事業量ありきの決定方式に大きな制約が生じてきます。

これは日本の債券市場で経験ずみの話でして、昭和50年代に国債残高が100兆円を越えた段階で、それまでのシンジケート団引き受け、つまり金利も大蔵省が決めて金融機関が引き受けるという構造が限界にくるわけです。要するに、国債の流通市場が形成されてくるわけです。現在はまだ大蔵省管理の国債市場になっており、地方債も自治省が管理していますが、国債が260兆円、地方債も100兆円を越えてくると、必ずしも市場原理では動いていない現行の消化方法に限界が出てきます。

したがって、国有林野事業にとって必要な財源を一般財政で確保する場合、今の公共事業などを積極的に見直していかないと、必要な財源を安定的に確保することが難しくなるということです。

これは余談になりますが、地方債は縁故債というかたちで6割以上が引き受けられています。国の場合は日銀が“財布”役を果たしていますが、地方の場合は地方銀行のトップがこれを引き受けており、例えば札幌市の場合は北海道拓殖銀行がやっていました。ところが、その拓銀がご存知のような状況になるということなどで、今年の4月1日から地方債の指定銀行制度を外しました。そうすると、今まで縁故債というかたちで、4%から5%のコストで資金調達していたものが、興銀とか第一勧銀が参入したことで、1%以下での資金調達ができるようになりました。このように、市場原理を導入しても、必ずしもコストが高くなるということはない。ただし、量的に安定的に確保できる保証はなくなります。

なお、財政投融資については、すでに国有林野事業に対する財政投融資の資金運用を見直すべきだとの方向性が出されています。国有林野事業は、3兆数千億円の赤字を抱えていて、郵便貯金、年金の運用先としては適切ではないと言われています。確かに、事業性が薄くなった国有林を運用先にするのは適切ではないと思いますけれども、一方で国有林側にしてみると、苦しい面があります。というのは、財投からの資金調達も、長期の固定金利でなければなりません。国有林の場合、かつて6%くらいで融資を受けた分がまだかなり残っているはずですが、これを低金利になった時に、借り換えによって返せるかという、それはできない仕組みになっています。つまり、6%という高い金利を長期で抱えていかなければならない、非常に高いコストの資金を抱えていかなければならない。これが、国有林野事業の赤字を拡大させた一つの原因になっていると思います。

そういう面でも、財政投融資との関係は見直されなければいけなかったのですが、今回そういう方向性がようやく出されてきているわけです。

●国有林は管理特別会計で、特定財源を考えるべき

私は、国有林野事業の会計制度は、特別会計であるべきだと考えています。ただし、事業特別会計ではなくて、管理特別会計的なもの、収益や事業を追求していくのではなくて、環境保全とか国土保全を進める上で、管理特別会計という位置づけが必要でしょう。その意味では、国有林野事業にとって一番必要なことは、特定財源の確保になると思います。もちろん、それが軌道に乗るまでは一般財源と特定財源の組み合わせが必要ですが、やはり環境税とか水源税という特定の財源を考えることが、最低限必要な話になると思います。

経済学的に言うと、環境というのは先に取った方が、先に環境を破壊した方が勝ちなわけです。環境はいわゆる外部経済に位置づけられていて、先に取ればコストを払わないですむ。今までは経済成長第一主義でしたので、この先に取った方が勝ちという行動原理が強く働いてきたわけです。

しかし、これからは環境保全、例えば二酸化炭素の排出量が少ないということが、いい意味で“売れる”状況になってきます。北海道においても、森林を大事にすることが将来的な経済的基盤の一つとしてカウントできるという選択肢が生まれつつあります。そういう意味で、環境や国土保全のための特定財源を慎重に考えていく必要があるでしょう。

今後は、国有林野は社会共通資本だという捉え方をすべきでしょう。国有林野として自然をそのまま保護していくにもお金が必要になりますから、そのための財政支出をしていくということで、社会共通資本に対する財源負担を考えていかなければいけないと思います。ところが、社会共通資本への財源を確保するとすると、全体としての公共事業の予算規模は制約されていますから、ゼロサム社会の中で勝ち抜いていくには、国有林野は劣性であることは間違いありません。

そこでどういう手法があるかですが、私は公共事業という概念と社会インフラ整備——この社会インフラ整備の中には社会共通資本の整備も含まれるのですが——の概念とは別物として扱うべきだと考えています。これを一緒のものとして考えると、公共事業が削減されると社会インフラ整備

も進まないというロジックになるわけですが、公共事業を絞っても社会インフラ整備はできるという仕組みを導入していくべきではないか。そのためには、限られた公共事業のなかで、産業関連、つまり経済成長を生むような社会インフラ整備は、極力これからご紹介するPFIという方法に移行していくべきだと考えます。

●PFIの導入で公共事業を見直し、財源を確保する

PFI (Private Financial Initiative) とは、民間資本を使った社会インフラ整備ということです。

公共事業の問題では、出口ベースで投資分野を見直すことがよく言われます。道路を作るのか、港湾を作るのか、治山治水をやるのか、その配分比率を見直さなければいけないという議論がされます。それも大切ですが、その一方で社会資本に対する財源の住み分けということもこれからは考えていかないと、社会インフラ整備は疲弊化していだけになってしまいます。つまり、出口ベースの話だけではなくて、入口の問題を真剣に考えていくことが必要です。

私は、国有林野事業にPFIを導入しなさいと言いたいのではなくて、環境とか国土保全のための財源を確保するためには今の公共事業のやり方を変えていかなければならない。その一つの手法として、PFIというものを考えてはどうかということです。もちろん、国有林野事業の中でも、例えばレクリエーションに関するサービス供給などの分野でPFIを導入することは可能だとは思いますが、本体部分でPFIを導入することはおそらく無理だと思います。

PFIが、なぜ公共事業予算の見直しに通じるのか。PFIとは公的資本の民間所有ということで、民間が資金を出して社会インフラ整備を進めるということです。ただし、官が全く関与しないのではなくて、監督等を中心として関与するとご理解いただければよいと思います。

一部には、PFIは収益を生む分野でないと導入できないという意見がありますが、それはちょっと違います。一般道路等においても、やり方によってPFIは導入できる、そして財源を見直すことができます。

PFIは、元々はフィンランドでスタートしたのですが、成熟するのはイギリスです。イギリスのPFIは、1992年から本格的にスタートしました。イギリスは外為法の改正を1977年にして、イギリス国内にあった資金や資産が一斉に海外に流出することになります。そこで10年後の1988年に、流出したものをとり戻すためにビッグバンをやり、それがある程度成功して今は軌道に乗っています。先程も申しましたように、このビッグバンと外為法の改正は、財政を支える血液である資金の流れを変えるわけです。イギリスでも、金融システム改革をやったことで、行財政改革という骨格も変えなければいけなくなりました。そのプログラムが、サッチャーがやりましたTNS (The Next Step) と言われるものです。このTNSの具体的な手法の一つが、今の行革会議で議論されているエージェンシー制度であり、もう一つが今お話しているPFIでした。

●民間資本の導入で総花的な公共事業依存体質を転換

さて、1992年から導入されたPFIは、交通関係、医療関係、軍事関係などの社会インフラ整備に導入されています。

交通関係で言いますと、民間建設による有料橋は当たり前ですが、ロンドンにある地下鉄、またユーロトンネルなどもPFI方式で整備されています。医療関係ですと、廃棄物処理やゴミ処理施設など、そのほか地域再開発ですとか、通信ネットワーク、刑務所の建設、大学の建設、上下水道といった、日本では国の予算、地方の予算で行われている社会インフラ整備が、PFIという民間資本を活用する方法で進められています。

民間資本で社会インフラ整備を行うことになると、国民経済計算、つまり経済企画庁のGDP統計にあてはめると、民間資本を使って民間で建設しますから、社会インフラ整備が設備投資に計上されることとなります。従来は公的固定資本形成で計上されていたものが、設備投資に計上されることになるわけです。イギリスでは1980年代まで公共事業の比率が全体の1割を占めていたのですが、PFIの導入によって1992年以降急速に減りまして、今は公的資本形成の比率は2%を切っています。こうして一般財政に依存する割合を切り下げていったわけです。つまり、どちらかという総花的になってしまった社会インフラ整備を、財源の性質によって住み分けをすることで、環境問題など当面は収益に結びつかないものは、一般財源である税で負担するという構造をつくりました。もし、PFIの導入がなければ、イギリスも日本と同じように総花的になったままで、必ずしも有効な社会インフラは形成されなかった。PFIにはもちろん問題点もありますが、イギリスでは比較的うまく動いているということです。

●PFIを進める三つの方法

このPFIを行うには、三つの方法があります。一つは民間のもとで有料の橋や道路などを建設する場合で、建設費用は利用者の負担で最終的に回収します。こう聞くと当たり前のように思われるでしょうが、これは日本の第3セクター方式とは全然違います。

日本の第3セクター方式は、官と民との欠点が結合しやすい体質を持っています。官主導型という体質が細部にわたって出てきますし、財源の調達についても民間に出資させて割り振る仕事を官主導で行っています。

PFIでやるときには、資金調達も全部民間がやるのが基本です。例えば、アメリカでは、アンブレラ債やインダストリアル・レボリュウ・ボンドなどの免税債で資金調達し、あるいは民間が資金調達した財源でインフラ整備を行っています。官は直接その事業は行いませんが、計画策定とかサービスの供給面で監督をしています。このように、公共事業予算そのものは使わないで社会インフラ整備をするというのが一つのやり方です。

国内での最近の例としては、青森空港がこれに近いやり方だと思います。青森空港までの道路は、最後のあと100mくらいのところで有料になります。これはPFIではないのですが、それに近い利

用者負担をやっています。

PFIの2つ目の方法は、官の所有する社会資本施設を通じて民間が行政サービスを提供するというものです。これはよく外部委託ではないかと言われるのですが、外部委託というのは、作業を民間に任せて、お金を払ったり企画するところは全部官がやっています。そうではなくて、その事業については民間が企画して設備を利用する、監督だけ官がやるというやり方です。

三つ目の方法は、行政サービスの供給コストについては、財政資金とサービス供給から得られる収益を組み合わせて維持し、社会資本全体の経営管理は民間が行う形態です。これは、PFIで最も多い方法になっています。

これにはいろいろな方法があるのですが、例えば、固定資産税評価が比較的しっかりしているロンドンなどで一般道路をつくる場合は、道路がつくられたことによって周辺地の固定資産税評価が上がった部分については、その道路を建設した民間企業が負担したコストに優先的に充当するというをやっています。これは、受益と負担の接近ということです。ただ、日本のように固定資産の評価がまだきちんとしていない場合は導入は難しいですし、例えば林道などは固定資産の評価がそもそもありませんから、導入できないわけです。ですから、この方法が導入できるのは、ごく一部に限られます。

それから道路を民間につくらせて、その道路を通行する車の台数に応じて、例えば1台当たり100円で1年間に10000台までは地方公共団体がコストを負担するというやり方もあります。10000台通ってくれば、民間は投資資本を10年で回収できるという計算をするわけです。もしその道路に12000台の車が通ってしまったら、10000台までしかコストが出ないわけですから、2000台分は道路を痛めるだけになるわけです。そうすると、民間はコスト増になってしまいますから、自動車が通らないような施策を講じます。例えば、駐車場を別のところにつくるといった選択をようになります。これに対し、年間に4000台しか車が通らない場合は、地方公共団体の方がコストを多く負担する結果になります。

ちょっとわかりづらいと思いますが、このように道路建設に対するリスクとコストを官と民とが分け合うという手法がとられています。今は公共事業のリスクとコストをほぼ100%官が負担していて、使いもしない農道をつくってしまうということが批判されますが、その一つの原因というのは、リスク負担を全部官がやるからです。民も入ってリスク負担をすれば、その施設の活用をどうするかということをきちんと考えることになります。

●経済的に劣質な国有林地帯には税金の集中投資を

こういうやり方で、経済成長や収益性に結びつきやすいものについては、できるだけ税金を使わないようなインフラ整備の仕組みをつくっていく。その一方で、環境保全などに必要な治山治水などに税金を投入していくというのが基本的なやり方になってきます。

よく公共事業をやるとどれだけ経済成長を生むかという計算がされます。最近では公共事業の経済

誘発効果が明らかに減ってきてはいるのですが、実は私の地元の北海道を100としますと、東京というのは1200くらい、つまり12倍くらい経済効果が高いという計算になります。東海・中部地方ですと、300から400、大阪で700で、北海道とほぼ同じなのが四国です。

よく都市部に公共事業をもっと厚くしなければいけない、都市部の人達は税金をいっぱい負担しているわりには公共事業が恵まれていないという議論があります。確かに負担関係で言えばそうなのですが、それは全部税金でやろうとするからです。経済の誘発効果が高いところならば、むしろPFIを導入しやすく、投資コストも回収しやすいわけです。ただ、これには一つだけ欠点がありまして、地価があまりにも高すぎるとだめです。ですから、東京などの場合は、施設の造り替えなどに、非常に有効に機能します。そして、国有林野が多い、経済の誘発効果が低いところには、税金を集中的に投入するというやり方もあり得ると思います。

●国有林問題は、国鉄処理と同じようには論じられない

さて、ここまでご紹介してきたことを前提として、林政審議会の中間報告の評価をしますと、冒頭でも申し上げましたとおり、事業特別会計の経営形態を転換して公益的機能整備に重点を置く管理経営型にするよう提言していることは、国有林の本来のあり方として正しい方向だろうと思います。事業特別会計にして財投からお金を借り続けることは、破綻経営が深刻化すること以外の何ものでもないでしょう。

よく赤字を積み上げてきた国鉄が分割民営化されたので、国有林野事業も同じようにしてはという話が出ます。確かに、赤字額として非常に大きいということでは、国鉄と同じ分類基準に入っても仕方ないという点はあるのですが、国鉄と国有林野の違いは、国鉄という累積債務の発生源は一度整理されているということです。これに対して、国有林野というのは現在進行形の存在ですから、赤字の処理だけを考えるだけでなく、事業体をどうするかを積極的に考えないとこの問題は解決しないわけです。むしろ、事業体の改革ということを積極的に位置づける中で、赤字の処理を考慮することが必要だと思います。

なお、独立採算制による事業特別会計制度の廃止については、林野庁を中心とした組織擁護ではないかという批判もあるわけですが、この批判が正しいかどうかはこれからの課題だと思います。国有林野を環境庁が管理するのか、今までどおり農林省がやるのか、あるいは移管部分をどうするのかなど、いろいろな議論があります。ただ、私は環境庁がやっても農林省がやっても、それは国有林野をどういう機能だと位置づけるかの問題であって、どちらがやってもそれほど大きな問題ではないと思います。むしろ、国有林野をどのような位置づけるのか、あるいは予算制度の中で、どういう場所に存在するものとして考えるのかということが非常に重要です。

●国有林の公益性とは何か——わかりやすく示すことが必要

これから国有林野事業の経営形態を考える場合に、公益的機能という言葉で処理されていること

に対して、もう少し詰めが必要ではないかと思えます。単に公益性と言っているだけでは、今の議論は整理できないということです。

今の行革議論というのは、公益性、政策性があるものでも、極力民間でできる手法はないかを探るのが本来の目的です。よく政策性、公益性があるから官がやるんだと言いますが、この議論というのはある意味では不毛です。政策性、公益性とは何かということ定義づけるのは非常に難しい話で、例えば、景気対策もある意味では公益性のある話です。ですから、公益的機能とは一体何なんだということを、これから国有林野の場合でも考えていく必要があると思えます。

私は、以前、国有林野の機能分けを財政的な面からも試みて下さいと申し上げたことがあります。保護林や木材生産林を完全に区分けすることはできないかもしれませんが、しかし、例えば、自然保護の比率が一番高いという区分けはある程度できるのではないかと、それで一度図式をつくってみて下さいとお願いしたことがあります。それがつくられることによって、国有林野に対する財源をどこからもってきたらいいのかという議論がしやすくなります。国有林野だから全部一般財源でやれという、国有林野だって一部ではレクリエーションなどで収益をあげられるのではないかと、だからもっと民間活力を導入しなさいという議論が当然起こってきます。ですから、ある程度素人でもわかるような区分けを出すということが、公益性を考える意味で重要ではないかと思えます。

また、国有林野に限らず特別会計や特殊法人は、一般会計的な処理によって拘束される部分が非常に強いという状況があります。

例えば、国有林野事業で職員を整理していくことを考えても、国有林野事業特別会計としてあらかじめ退職給与の引当金などをきちんと積み立てていくという制度を持ち得ないという構造になっています。それにもかかわらず自己完結的な責任をとれというのは無理がある。もともと事業会計としての位置づけに制約があるわけです。逆に言いますと、事業特別会計から管理特別会計に転換して、一般財政に依存するようになったとしても、極力特別会計に自立性を持たせて経営ができるようにしていかなければならない。税金でやる場合であっても、極力効率性を求める努力をすることが絶対に必要です。今回の林政審の中間報告は、特別会計など会計制度については細かい検討は行わないかたちで終わっていますが、国有林野の管理会計制度としてどうあるべきかということは提示をしていくことが必要でしょう。

●国有林の資産を公正評価することが不可欠

今回の林政審中間報告の中でよかった点は、将来コストも含めた国有林野事業の収支計算を一応出したということです。これはある意味では画期的なことだと思います。今までは、立木があるから価値があるんだという考え方をしてきて、大蔵省理財局も、だから国有林野は大丈夫だという言い方をしてきました。ただ、これからは、例えば立木を時価評価するのではなくて、公正評価をすることが必要になります。公正評価というのは、売れるか売れないかということです。時価評価をして高い木というのは確かにあると思えます。ただ、これが売れるか売れないかという評価をしな

いと、資産評価はできない。これが公正評価です。

財政部門に全部時価評価を導入するというのは間違いで、それをやると国鉄精算事業団のように、持っている資産が全部売れるという前提になってしまいます。国鉄精算事業団の土地でも、北海道に行くと保護林がある土地がいっぱいあります。鉄道の横には防砂林や防風林がいっぱい立っているわけで、この土地は売れないわけです。これは時価評価ではいけないわけで、最終的にはせいぜい簿価評価でいかなければいけない。こうしたことを会計制度の中にきちんと入れていくべきです。本当にいい木で売れるのであれば、それは時価評価していく。そういう管理会計をやっていくことが必要だと思います。

こうした会計制度は、銀行などでは、オフバランス会計とされています。取得価格などで評価するのではなくて、その立木をつくっていくための金利負担などを差し引いた現在価値と公正価格できちんと評価していく。そしてそこには、国有林野が本来果たしてきている環境保全や二酸化炭素の吸収・固定といった役割の評価も入れなければいけない。これが本来のオフバランス会計です。ところが、この評価というのは、今の制度では同じ財務諸表の中には入れることができません。ですから、オフ、財務諸表の外という意味になっています。管理特別会計にした場合でも、このことをやっていく必要があることを付け加えさせていただきます。

● エージェンシー化は現実的には難しい

外部委託の問題に関して、エージェンシーという仕組みが行政改革会議の中で議論されています。しかし、日本で言われている「独立行政法人」という訳語は、イギリスのエージェンシーとはかなり違います。英国大使館が、エージェンシーというものを概念的に日本語に訳したものがあつたのですが、これは「一般企業的組織」です。日本の「独立行政法人」とは、明らかに意味づけが違うことがお分かりいただけるだろうと思います。一般企業というのか、行政法人というのかで、決定的な違いがあります。

そして、このエージェンシー的なもの、あるいは独立行政法人的なものをどこまで現在の林野庁や国有林野の管理に入れていくことができるのか、という議論はあり得るだろうと思います。頭からだめだということではないと思います。

ただ、この議論が難しいのは、イギリスの公務員というのは、労働三権を持っているわけです。日本の公務員とは明らかに位置づけが違って、いわばいつ首を切られてもしょうがないという構造になっているから、エージェンシー制度がわりとうまく機能しているわけです。日本でも、公務員制度まで見直すのであればエージェンシー制度が選択肢になろうかと思いますが、むしろ私は、PFIや国有林野事業の会計制度というものを変えていくという方向が現実的ではないかと思っています。

● 3兆円の累積赤字を抱え続けていく選択もあり得る

最後に、3兆円を超えている累積赤字の処理の問題ですが、これを抱え続けていくことは、私は

プライマリーバランスという中で一つの選択肢であろうとは思っています。というのは、財政赤字にはいろいろな種類のものがあるからです。赤字が出てきた原因は何だったのかということを一度整理してみないと、赤字の性格というのは計れない。国有林野事業を事業として固定し続けてきてしまったことは、政策の失敗だと思います。しかし、その失敗に対する穴埋めはしなければいけない。もう一つは、日本全体として、環境的な負担を怠ってきたという問題点があります。赤字だから、それを全部国有林が背負えというのはちょっと違う話だろうと思います。

その面から言うと、私はプライマリーバランス的な管理手法を導入していくという方法はあり得ると思っています。ご承知のように、プライマリーというのは、3兆円なら3兆円を悪く言えば棚上げすることです。要するに、財投で借りていたものを国債に借り換えて棚上げする。これは大蔵省に言わせると、単なる赤字の付け替えだと言いますが、今までが赤字の付け替えだったわけで、それをもとに戻すというだけの話です。国債というかたちにした方が、財政の健全化のためには評価が正しくできるわけです。日本の財政赤字は減らさなければいけません、ただし減らせばいいというものではない。やはり段階をおって減らしていかなければいけない。日本には貯蓄があるわけです。隣の家にまだ迷惑をかけていない。この貯蓄をうまく活用する中で、国有林野事業なり社会資本整備を生き返らせなければならない。3兆円余を例えば20年の国債でもいいですから発行して、その間に国有林野事業を体制として整えるというやり方を考えていくことは必要ではないかと思います。ただし、これについて国民的合意を得るには、国有林野事業をどうするかということを確認に打ち出すと同時に、環境税や水源税という新しい財源に国民的なコンセンサスを得ることが必要だと思います。

その新しい財源で一番ネックになるのは、経済活動、経済団体の問題ではないかと思います。ただし、経済界は法人税を引き下げろと言っており、私も引き下げのべきだと思いますけれども、その一方では、企業として適切な税を負担するという問題を考える必要があるでしょう。一般国民の環境税に対する理解度というのはわりと高いと思いますので、そうした意識を深めていくことが必要だろうと思います。

●橋本行革をチェックする6項目

国有林については、このほかに地方分権などいろいろな問題があります。特に北海道で言いますと、一つの市のうち国有林の割合が85%というところがありますから、国有林がどうなるかはその市の方向性を決めることにもなります。ただ、あまり地方分権まで話を広げますと、整理がしづらくなりますので、本日の私の講演はここまでとさせていただきます。

なお、これは余談になりますが、今回の橋本内閣の行革を評価する場合に、イギリスのサッチャー政権が行革を開始するに当たって、中央省庁の課長補佐クラスに組織に対する問題点について調査させた「イブス報告書」というものがあります。以下に、このイブス報告に書かれていることを6点に要約しますが、これが今回の行革を評価する、大きな機軸になると思います。

イブス報告書の内容

- ① 中央省庁は、独自にそれぞれの目的を追求する。このため、相互に相反する、あるいは重複する方針が示され、現場が混乱する。
- ② 中央省庁は、行政サービスの向上を追求することにより、組織経営の細部にわたる管理を重視する。
- ③ 中央省庁による一元管理は、広範な職務領域に対しては適切ではない。
- ④ 予算の単年度主義によって、当年度の予算消費に注力し、政策優先度の検討が充分行われな
- ⑤ 予算費目による拘束が強く、予算執行の柔軟性に欠ける。
- ⑥ 中央省庁の管理志向が、さらに地方の出先機関で強化され、硬直化する。

ここに示した「イブス報告書」が指摘している問題点について、今回の行財政改革がどう応えていくかが一つ評価機軸になるということをつけ加えさせていただいて、本日の講演を終わらせていただきます。

(1997年9月26日、文責・辻 潔)

林政審中間報告を受けて

林野庁長官 高橋 勲

中間報告については林政審議会の委員だけでなく専門調査員、参考人の意見聴取と幅広い意見をいただいたと思っています。また異例の措置として古橋会長が審議会終了毎に記者レクを行うことや論点整理を公開して1ヵ月にわたって国民の皆様の意見を伺うなどの措置も行いました。意見では885件の声があがってきました。最後には5人の起草委員にまとめてもらったわけですが、ここで十分に書ききれなかった面とか都合により報告書に記載されなかったものもあったので、これらを含めて会長談話を発表しました。この談話を読んでもらえばその主旨なり思想が大体わかっているだけだと思います。

さて、どんな経緯から林政審が始まったかといいますと、何といたっても問題は累積債務で、平成7年度末で3兆3千億円、8年度末で3兆5千億円になってきて、このままでは、もう立っていけないよ、ということからです。

昨年暮れの行革プログラムでも抜本的な見直しをせねばダメだといわれています。林政審の意見を聞いて政府一体で対策を考えなさい、といわれたことが始まりです。しかし、この間にいろいろな方から様々な意見が提示されました。多くは特別会計制度や独立採算制に対する批判ですが、林野庁はもういらぬという解体論が出たり、環境庁にみんなもっていったらいいんではという意見

など議論がはなやかになってきました。こうした状況のもとに林政審で議論を重ねてきたわけですが、一方で橋本内閣は行政改革を初めとする6つの改革を掲げ、昨年暮れに行革会議、今年1月に財政構造改革会議という組織を設けて行財政改革に関して本格検討を開始しました。私共もびっくりしたというか、林政審で議論していけばいいと思っていたところ、それとは別の組織で国有林は行革面では省庁再編のターゲットとして、財政構造改革では累積債務が膨らみ、特別会計制度でいいのかという議論もあり、双方で議論されることになったわけです。

<財政構造改革会議、行政改革会議について説明。また国有林のこれまでの実績についてプラスの5項目とマイナスの7項目を具体的に説明。>

これらをふまえて今後どうするか。そこで考え方として出てきたのが、国民の森ということで、これに徹しなければいけないということです。国民共通の財産として、国民参加により、国民のために管理経営するというを基本にすえない限り、今後の考え方としてはあり得ないということになりました。<国民ニーズについて説明。>これにより木材生産機能重視から国土環境保全重視に移すべきということになりました。これが哲学となったわけです。また情報開示とか経営への国民参加が少なかったことが林野庁解体や環境庁移管がいわれるゆえんとなったと考え、国民から信頼を受けるようにせねばならないということになりました。管理経営について透明性を持たせる、説明責任をキチンと果たす、国民に国有林を広く利用してもらい、また整備についてはボランティアとして参加してもらうことが必要なんではなからうかということになったわけです。



行政改革の議論の中で、民間にまかせるべきものは民間にまかせた方がいいのではないかと、これが一番先に出てくる思想です。まかせられないならなぜまかせられないかを説明せねばならない。次に地方公共団体にまかせられないのか、さらに環境庁への移管は…。こうした議論が世の中にあります。これについて答を出さねばならない。中間報告ではこうした点について丹念に答を書いています。

<国有林の一部売却に関連して、国有林の成り立ちと現状について説明しながら、株式会社化が困難な理由や環境庁への移管は民有林行政との関連も含めて困難であることを説明。>

この結果、大部分が国有林として一つのまとまりを得て残るでしょう。この残った国有林をどう管理経営するかが、今後のあり方となります。その際にどのような会計制度にすべきかが課題です。

会計経理については当初、一般会計導入の予定でしたが、これが抜けました。このため結論の段階で後退したといわれましたが、これについては会長談話で“議論もあったが、一般会計を入れるだけでなく他の対応の仕方もあるので”と書いてます。更に政府が内容を検討することにも言及しています。会計方式についても管理特会、事業特会と書くべきだ、との意見もありますが、なんらかの形で一般会計と区別するような方式にすべきということで落ち着きました。債務については自助努力をしたうえで累増の防止、処理のあり方について幅広く、早急に検討すべきとあり、財政構造改革の書き方にはほぼ歩調をあわせた格好となっています。債務の累増防止はキツイものがありま

す。これを行うには元本に対する利子が毎年1800億円位あるわけで、これを工面せねばなりません。

払うものは払わねばいけないわけで、これを実現するのは非常に難しい話です。まさに財源をどうするかが問題です。今回書き込んであるのはこれに向かい政府一体で努力せねばならない、財政当局もやってもらわねばならないということです。

管理経営のあり方についてですが、木材生産中心から国土環境保全中心に思想としてシフトすることを掲げましたが、もう1つ基本的な考え方として流域管理を基本にしようよ、ということがあります。平成3年の森林法改正時からやってきているわけですが、更に徹底して国有林と民有林、治山と治水、上流と下流、これらを本気で一体的にやっつけていかねばならない。今までの国有林は流域ごとの特色をあまり考えずに北から南まで一律に扱ってきたのではないかと考えています。いわば中央集権的な考え方があったのですが、地域毎の特色を持たせながら、その地域での森林管理をせねばならない。具体的には森林計画を作る段階でも民有林、国有林を一体的にみるような計画が必要だと思われます。営林局、営林署の組織についても木材生産中心の配置だったと思いますが、これを国土環境保全中心に変えなければいけないと思います。また、上流の森林整備基金造成ということも流域単位だからできることではないでしょうか。分収育林、分収造林も上流の森林整備を行うための一つの方法として活用したらよいのではないのでしょうか。林業事業体の育成、労働力確保も流域単位でやっていったらいいのではないのでしょうか、流域単位でモノを考えようとするのも一つの哲学になっていると思います。

国有林が流域単位で民有林と一体となり、国民の意見を聞いて計画をつくり、仕事をやっていくわけですが、その時の国の業務は保全管理、森林計画、それから治山といった業務に限定すべきで、最小限の基本的なものとする。事業は全面的に民間に委託する。まかされた民間が計画的に仕事ができるように年度をこえ、事業の別をこえ、伐採、造林、林道いろいろありますが、そういうものを一括して実施するという考え方を入れて、民間を育てながら、民間の人が仕事がしやすいようにして委託すべきではないかという考え方が出されているわけです。

施業の方法については流域管理との関連もありますが、すでに資源基本計画で日本中の森林について3つの方向を打ち出しています。今までの4分類から3分類にしました。3分類の割合は水土保持が約50%、森林と人との共生が約30%、資源の循環利用が約20%です。4分類では木材生産機能林が50%以上でしたから大きな転換となっています。もっとも水土保持の中でも木材生産を全くしないわけではなく、場所によっては複層林、長伐期施業をしながらやっていく、あくまでも木材生産は補完的なものですが…。また、資源の循環利用林でも公益機能を発揮させることが前提です。この3つの方向で整備事業を実施していくことになっています。また考え方として、部門別で収支計算をしよう、費用の負担も明確にするということを打ち出しています。そうすると水土保持林とか森林と人との共生林は収入がわずかで、支出がほとんどとなります。資源の循環利用林でも手入れがまだ必要な人工林があるので、支出の方が多い場所もある。したがって資源の循環利用林でも、それだけを切り離して民営化して木材生産すればよいというわけにはいかない。費用投入の方が多

いんです。

組織・要員は国土保全へ、流域管理中心へといくと、営林局・署のあり方も今までと違った抜本的な考え方でやらねばならない。もち論、行革会議で中央省庁のあり方などを検討しているので、これにも対応せねばならない。要員が民間へ全面委託するということをふまえ、現場作業がなくなるので、それに従ったあり方を検討せねばならない。行革の世の中ですから最小限との表現となりました。どの程度の数にするかは林野庁にあずけられた問題です。それから地域の人に親しまれるという意味では局長、所長、森林事務所の主任の任期も2～3年でしたが、これを長期在勤という形にするよう提言していると同時に現場への権限委譲も出されています。

最後に法的措置についてふれています。今までの国有林経営における法的措置は国有林野法があったり、林業基本法があったりして、国有林の基本、使命は書いていますが、国有林野そのものを書いた、いわば事業法がこれまでなかったので、今度はそれを十分に検討せよといっています。要員調整、経営安定化についても経過期間も必要なのではないかということを経末に提案しています。概算要求、法律整備、民有林行政の検討を経て12月くらいには諮問答申をだすということになると思います。

(1997年7月16日、文責・石山幸男)

国有林地帯、馬路村からの提言

高知県馬路村議会議長 西岡 豊治

馬路村は、高知県の東部に位置する山村で、役場所在地は、標高265m、年平均気温14.4℃、降雨量は月441^{mm}、降雨日数月15日と県内屈指の多雨地域です。地形はおおむね急峻で、河川勾配も険しく、土砂の流出がはなはだしい。総面積の97%が森林で、農用地は0.4%と僅少であり、古くから林業によって発達した村です。

村は古来より杉の山地として知られており、藩政時代には杉が土佐藩の有力な財源であったといわれています。総面積の97%を山林が占める村では、林業および製材業以外に見るべき産業はなく、文字通り林業立村の村でした。しかも、国有林率も75%と高い。しかし、天然杉は既に枯渇寸前の状態で、国有林野事業は経営合理化計画が促進されるなど、林業のメッカといわれた時代とは全く内容が異なってきています。国有林野事業は、村内労働力の吸収の場としての役割が薄れ、経営合理化による職員の転出が大きな原因となっています。

村では昭和55年過疎地域振興計画を策定し、計画的に事業を進めてきましたが、山村での過疎の影響は依然として厳しく、国勢調査人口で見ると、昭和55年1,740人、昭和60年1,501人に対して、平成2年には1,313人と大きく減少しています。昭和53年度にそれまで2つあった営林署を一つに

統合、当時383人いた職員は、平成9年度当初で、87人にまで減少しており、馬路村の過疎の最大の原因となっています。これによる住民税の減少、村内商店、農協などの収入の落ち込みは深刻です。

現在国有林は多額な赤字決算で、黒字に転じる要素が少ない苦しい経営がされています。現在の制度が、多額な借金を補填するだけの伐採になっている気がしてなりません。昭和30年ごろは、天然杉は無尽蔵と言われていましたが、幻想でした。国は、公益的な機能を持つ森林を国有林で生産するだけでなく、違った財源で保護しなければならない。水と空気はただと思っている下流の人たちに実際に山へ入ってもらい、現状を見て考えてもらいたい。山は放置しておけばどうなるのか、こうしないと理解してもらえないと思います。このままの手を入れたい、金をかけない林業をすれば、数年のうちに災害や水不足、自然環境の変化など様々な問題が生じてくると考えます。早く手を打って、森林の持つ本質的なことに国が力を入れるべきだと考えます。村にある12,000haの森林を87人の職員では、到底守ることはできません。自然環境の変化とともに、今までいなかったニホンカモシカやニホンシカの被害が多発して植林してもすぐに食べられてしまいます。それが山の現実です。山の声、町の声、国民の声として世論を盛り上げて、山を守る、国土を守る考えを持ってもらいたいと思います。

馬路村はとくに国有林に依存し、共存してきましたが、国が林業を経営と判断して以来乱伐、職員の不補充、統合、縮小の道をたどってきて、未来に残しておきたい天然杉もわずかになりました。今の制度では、木材の減少＝署の統合削減＝職員の削減＝村の衰退につながっています。そして今国有林の民営化の話があちこちから聞こえてきます。そんなことになったら馬路村の自然は完全になくなってしまいます。大手企業によって生産林はすべて切り尽くされ、地元之恩恵のないまま山は死んでしまうでしょう。馬路村は人口わずか1,300人の村です。しかし、日本一の天然杉を持った村でもあります。この自然を後世に残し、自然を守り、自然と共存していく方向を考えることが国有林の役目だと思います。

(1997年5月9日、文責・小笹俊一)

国有林の現場と再建方向

全林野労働組合書記長（現委員長） 吾妻 実

全林野労働組合の国有林再建問題に関する姿勢を中心に説明させていただきます。現在3兆3千億円（4月時点の公表）の累積債務を抱えていることで（国有林の）仕組み等が理解されないまま、この際、解体させたらどうかという声が出ています。このため若干、過去にさかのぼってみます。

昭和30年代後半から続いてきた経済の高度成長が終焉とすると同時に、森林・林業あるいは山村

が同時並行で衰退し、また林業・林産業が産業として成り立たない局面にたたされました。つまり高度成長時代は林業・林産業を通じて山村も活気がありましたが、これが終わると山村も過疎化が進み、高齢化も一段と進行しました。その際に私は3つの点に着目しています。第1は総需要抑制策による消費の落ち込み、同時に材価の下落です。第1次オイルショック以前は他の物資と同様に材価も上がっていましたが、オイルショックをきっかけに材価は下落の道を選ばざるを得なくなったのです。第2は森林施業が低質広葉樹から経済効果を期待する人工林化に転換したことです。かつては増伐が可能な時代でしたが、徐々に確実に環境保全分野から増伐限界論が強まってきます。これにより増伐が不可能になりました。第3は、山村にはかつて質の良い若い労働者がたくさんおりました。これが高度成長時に都市に流出し、労働力不足と労賃アップを招きました。つまり材価の下落と増伐の不可能化、これに賃金アップが加わり林業が産業として存立し得ない状態になったのです。民間と同様に国有林も林産物収支の悪化が際だってきました。昭和50年には現金収支で300億円の赤字を出し、以降、赤字体制がつづくこととなります。53年にはいわゆる特措法の世界に入りました。この19年間を総括すると、(国有林は)糸車に乗せられたハツカネズミではなかったかと思っております。国有林も国有林で働く人もハツカネズミのように、いくら汗水を流して働いても、どれほど努力しても、天井にとどかないシカケになっていたということでしょう。国有林の債務問題でいわれる、林野行政の手腕、労賃の高さ、低い労働生産性は、この19年間を見通すと本質論ではないのです。

これを病気になぞらえて説明させていただきます。昭和53年に医師が「特措法」という病名を付けました。これは誤診でしょう。この医師は誤診により構造問題に手を付けず対症療法しかとらなかつたのです。単なる風邪だから借入金という投薬を行い、冷シップで熱を下げる治療を行った。その結果、副作用として利子がどんどん拡大したのです。更に熱を下げ過ぎてヒトもカネもなくなり体力消耗の限界に達しました。治療を行った財政当局にはこうした患者の声がとどいているにもかかわらず、強行に押し進めたため重病患者に追い込んだのです。結論を言うと、これは林野行政のまずさというより、財政当局及び政治の林政にかかわる視点が不十分なためでなかったかと思えます。

人件費が高いといわれていた頃の事業量と要員をみてみます。昭和53年と平成7年を対比させると53年の事業量(直よう分の素材生産量)を100とすると平成7年は38にまで落ち込んでいる。一方の要員は100が26にまで落ち込んでおり、要員の減少率の激しさがわかんと思います。これが結果として山村から活力を奪い疲弊を増幅させた。まあこの面では我々労働組合も反省すべき点があると思っていますが…。

昭和53年の改善計画スタート時には20年後はバラ色の国有林になるといわれていました。今、20年目を迎えています。残念なことに累積債務が災いして、林野庁はいらない、他省庁に移し替える、解体しろというところまで追い込まれており、極めて残念です。

いくつかの事例を紹介します。

森林管理については、ヒトとカネがなくなった結果さまざまな問題を起こしています。カネの面では日々に支払う現金が満足にない。例えば営林署において電気代を期日までに払えないとか、油代が払えず請求月日はずしてほしいと業者にいわざるを得ない。全国の約半数の署がこうした事態に追い込まれているといってもよい。また経営規程で義務付けられている巡見も旅費なし、ヒトなしで行っていない、これが全国規模で存在しています。これほどまでに要員を減らしているのです。更に産業廃棄物の処理場化しているヤマもいくつかあります。

施策面についても紹介します。現場請負論が強く民間に仕事を発注していない、との指摘がありますが、これは正しくありません。今、伐採、造林の大宗は民間に移し替えつつあります。例えば新植では63%が請負。また新植は通常2年以内に更新完了の取扱いをするよう指導されてきましたが、いまは3～5年遅れが報告されています。カネがないためです。間伐についてはかつては保育間伐が当たり前でしたが、今は収入間伐という言葉が出ています。また昔は地ごしらえが普通でしたが、今は無地ごしらえという林業用語が発明されています。なさけないことです。

平成2年の森林法改正で流域を単位に民有林、国有林が一体となってヤマづくりをしようということになりました。期待を持ってスタートしたこの流域管理システムも、えてして形骸化している面が多い。本来、これにより地域林業の活性化を招来するはずでしたが、現実はそうっていない。これは中核組織が存立し得ないからでしょう。私はこの役割を営林署が担うべきと思っています。営林署が人、資金を欠き伝達システムを構築し得ないことが定着しない原因だと思えます。更に営林署と地域のキズナも昔に比べて非常にうすくなっています。地域に支えられた営林署という視点から見ると重大な局面にきているといわざるを得ません。

また19年間の民営化への傾斜は労働災害の頻発も生んでいます。事業量が縮小しているにもかかわらず、依然として災害は多く、尊い命が断たれています。このような状態のまま民営化だけを声高にいついてよいのでしょうか。さらに誤伐・盗伐もなおあり、林地破壊もある。コスト論が林地破壊を進行させていることをあえて問いたい。こうしたことから民営化も実態を精査したうえで考えていかねばならないでしょう。ヒトについては量的にも質的にも劣化し50才以上が60%にもほり、定員内の平均年齢は48才。営林署を訪れる人には誰れが管理職で、誰れが職員か区別がつかない状態です。

◇これからの課題と展望◇

国有林債務の3兆円余ばかりが強調されていますが、民有林も公有林も赤字経営せざるを得ない状態です。私は公社、公団を含めると全体では約5兆円の債務があると思っています。国有林だけでなくトータルとして構造的な見直しを行うことがさけて通れないでしょう。

もう1つは産業論としての政策展開です。昨年のいわゆる林野3法も産業論に立脚しています。しかし私は産業として成り立つという事態は当分の間、到来しないとと思っています。昨年11月に策定した新たな資源計画も産業論から公益性重視へシフトしている。このことから公益論をベースにした施策を展開すべきでしょう。

森林・山村に対する期待の声は高まりをみせていますが、口だけでは森林も山村もよくなりません。具体的にカネやヒトを投入し、これを動かすシステムを作らねばなりません。その意味では公的森林については公共財として明確に位置付けることが必要でしょう。

このほかでは営林署長の在任期間を大幅に伸ばしてほしい。1～2年では技術の普及、定着を図ることは無理で責任ある体制とはいえない。また地元採用方式に切りかえてほしい。人事管理システムをかえることにより、流域管理システムを実のあるものにしてほしいと考えます。

全林野が主張してきた直営直ようはいわば社是のようなもの。しかし現実にはマッチしなくなってきた。官・民双方をみすえながら国民合意の元に官のやるべきものを定めていく必要があります。伐採・植栽は民営化で、地理的に条件が悪く、コスト的に合わないところには官の技術者を配置する。官・民が競合し切磋琢磨し国民にサービスを行う体制をつくる必要があります。国有林も必要に応じて民間から受託し事業を行っていくべきでしょう。つまり人件費と受託事業でもかせぐ方式です。

このほか林業技術センターの徹底強化。会計システムについては、いわゆる一般的な特別会計ではない新たな会計システムをみ出ししてほしい。問題の累積債務は利子が利子を呼んで巨額になりました。5.2～5.4%という金利を払う理屈はない。大蔵省の人が林野庁長官になろうと今のままで赤字解消することは無理です。債務は棚上げ、また元本の借換えを認めねばダメです。企業的経営をせよとする一方で元本借換えがダメだというのはおかしい。20～30年かけて返す。それもカネだけでなく大気の浄化、水資源のかん養といった様々な機能を含めて返すべきだと思います。

(1997年4月10日、文責・石山幸男)

参考図書をお送りいたします

9月26日にご講演いただいた宮脇淳・北海道大学教授から、著書「図解・財政のしくみ」(東洋経済新報社発行)を弊会に寄贈していただきました。ご希望の方に無料でお送りいたしますので、事務局までご連絡ください。なお、部数に限りがございますので、先着順でお送りさせていただきます。ご了承のほど、お願いいたします。

共同取材の報告

9月4日から5日にかけて、秋田営林局管内の国有林の現状等を視察する共同取材を行い、10名のご参加をいただきました。ここに視察日程とともに、ご報告申し上げます。

【日本林政ジャーナリストの会共同取材の日程】

●9月4日(木) 東京駅発(東北新幹線やまびこ1号)8:00→盛岡駅着10:30(ここから秋田営林局のマイクロバスを使用)→八幡平アスピーテライン(途中昼食)→鹿角八幡平土砂災害現場13:30~14:20→大館ドーム15:10~15:50→集成材工場16:00~16:40→宿泊所着16:50(大館市)

●9月5日(金) 大館発8:00→能代営林署生産現場(伐採、搬出箇所)10:00~10:40→仁鮎水沢植物群落保護林11:10~11:40→能代市内(昼食)12:40~13:30→天杉製材工場13:45~14:25→秋田営林局15:55~16:25→秋田駅発(秋田新幹線こまち6号)16:51→東京駅着20:44

【参加者】

高田浩一、上松寛茂、石井健雄、石山幸男、赤堀楠雄、梅崎義人、土屋昇、猪上好彦、辻潔、亀井俊水(林野庁広報官)

(7) あ き た



八幡平地すべり災害現場で

あきた
鹿角営林署保坂署長の案内により鹿角市八幡平の地すべり災害の復旧状況等を視察した。

スギの

本場を視察

林政ジャーナリストの会

平成九年九月四日(五日)の二日間、森林・林業に関心のあるマスコミ関係者から成る「林政ジャーナリストの会」(高田会長・事務局東京都新宿区)が国有林野事業の現状等を視察するため来局。

会から九人のメンバーが参加し、局から都局長および池田広報室長が同行。初日は、

鹿角営林署保坂署長の案内により鹿角市八幡平の地すべり災害の復旧状況等を視察した。

約三十五ha(推定)にも及ぶ地すべり被害の状況や光波測距計、監視カメラ等の監視・観測体制の現状に加え、現在実施されている堰堤工事や作設済みの仮排水路、更には今後予定される本格復旧対策の説明に一行はメモを取るとともに様々な質問も出され、予定時間をオーバーするなど熱心な見学となった。

続いて、今年七月に完成した世界最大級のドームである「大館樹海ドーム」を見学。市担当者の説明によると外形百七十五m×百五十三m、高さ五十二mで野球やサッカーもできるとのこと。屋根は秋田杉の大断面集成材を使用したアーチトラス構造で原料の秋田杉は相当数秋田営林局管内の人工林から供給された。

その後、この集成材の約半分程度を供給したといわれる「秋田グルーラム(株)」(関社長)の集成材工場に向かい、素材から集成材ができるまでの行程を見学し、一日目が終

了した。

二日目は署長の案内で、然杉がある物群落保護八haの敷地百五十年の杉の香りも散策した。

林内で「日本一の千ま杉」そががあるよきみま杉場へ向かいラクタでの署長から千杉ならてけみを紹介。午後から秋田杉の製邊事業所」少価値で木性を生かす学。特に張場では、板ど紙のよう

に驚きの声

▲秋田営林局発行の広報誌「あきた」に共同取材の様子が紹介されました。